

亀岡市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月1日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 名称

地方公共団体情報システム機構

2 住所又は主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町25番地

3 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称及び公金の種類

（1）コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手

数料の収納事務

（2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する

次に掲げる手数料

ア 住民票の写しの交付手数料

イ 住民票記載事項証明書の交付手数料

ウ 印鑑登録証明書の交付手数料

4 指定をした日

令和8年2月1日

5 委託をした日

令和8年2月1日